

東労基発 0627 第2号
令和4年6月27日

一般社団法人日本建設機械工業会
会長 様

東京労働局 労働基準部長



移動式クレーンの転倒防止対策の徹底について

平素は、労働行政の運営に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年、都内の建設工事現場においては、移動式クレーンの転倒が別紙のとおり頻発しております、たびたび報道がなされるなど社会的な問題として取り上げられております。

これらの事案の中には、作業効率を優先するあまり、移動式クレーンによる荷のつり上げ作業時に過負荷防止装置を的確に機能させなかつたことで、過荷重となり、転倒に至つたという人的な要因によるものも散見されるところです。

また、移動式クレーンの転倒は、現場作業員を巻き込み、死亡などの重篤な災害に至るだけでなく、近隣住民や通行人などの第三者を巻き込んでの大きな災害につながりかねないものもあります。

つきましては、貴団体の傘下会員など関係者に対し、移動式クレーンを使用する作業に当たって、転倒を防止するため、下記の重点事項を遵守するよう周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 作業計画の策定（計画段階におけるリスクアセスメントの実施や関係者への周知含む）
- 2 機械の能力に応じた適正な使用の徹底（性能表等による作業半径等の確認等）
- 3 地盤強度の確保の徹底（敷鉄板の敷設、アウトリガー最大張り出し等）
- 4 安全装置の有効保持の徹底（過負荷防止装置の適切な設定含む）

※移動式クレーンの安全作業に関するチェックリストを別添リーフレット「STOP！
移動式クレーンの転倒灾害！！」の裏面に掲載しておりますので、ご活用ください。

(別紙)

令和4年に東京労働局で把握した都内における移動式クレーンの転倒事案一覧

(6月20日現在)

番号	発生月	事故を発生した機械等の種類等		推定原因	発生状況
		クレーンの種類	つり上げ荷重(能力)		
1	1月	ホイールクレーン	12t	過負荷	<p>移動式クレーンを用いて、枯損木のつり切りを行っていた際、切断した幹部を切り離そうと、移動式クレーンを右旋回させたところ、移動式クレーンが前方方向に転倒したもの。</p> <p>過負荷防止装置は機能していたものの、幹部を切り離す際の旋回の反動で過負荷状態となり、転倒したものと考えられる（被災者なし）。</p>
2	5月	クローラクレーン	750t	作業手順の誤り	<p>移動式クレーンの組立作業中、デリックブームがクレーンの安定する範囲にない状態で、移動式クレーンを旋回させたため、移動式クレーンが転倒したもの（被災者なし）。</p>
3	5月	トラッククレーン	3t	調査中	<p>移動式クレーンで1tの発電機をつり上げ、ジブを延ばしたところ、移動式クレーンが転倒したもの。</p> <p>移動式クレーンの転倒により付近にあったポンペが倒れ、被災者の足に当たり、骨折した。</p>
4	6月	ホイールクレーン	約12t	過負荷防止措置の無効化	<p>移動式クレーンで型枠用資材の荷下ろし作業中、過負荷防止装置が作動したにもかかわらず、この機能を無効化した上で、ジブを更に延ばし、荷下ろし作業を続けたところ、移動式クレーンが転倒したもの。</p> <p>なお、移動式クレーンの設置場所は道路であり、幅員の関係でアутリガーを十分に張り出せない状況であった（被災者なし）。</p>
5	6月	ホイールクレーン	調査中	調査中	<p>移動式クレーンで建設機械のつり降ろしを行っていたところ、移動式クレーンが転倒したもの。</p> <p>誘導者が負傷した。</p>

STOP!!

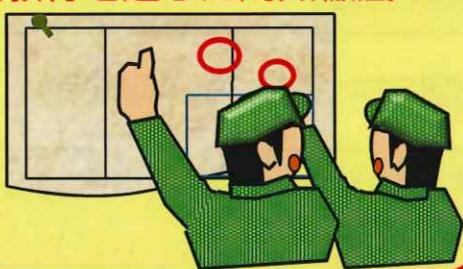
移動式クレーンの転倒災害!!



移動式クレーンの転倒災害が頻発しています！
転倒防止対策の徹底を図ってください！

作業計画の策定！

安全な作業計画の策定とリスクアセスメントの実施、関係者への安全教育を通じた周知徹底！



機械の能力に応じた適正な使用！



安全装置の有効保持！

過負荷防止装置の使用徹底！



作業状態に応じて、情報入力する場合は正確に！

地盤強度の確保！

鉄板の敷設等、沈下防止対策を的確に行ってください。
特に軟弱地盤の場合は、広い敷設鉄板の使用を！



アウトリガの張り出しは最大限に！

★移動式クレーンの転倒を発生させると、
社会的信用度が失墜する恐れがあります！

移動式クレーンの安全作業チェックリスト 下記項目を確認してください。

作業開始前	作業計画等	移動式クレーンの作業計画を策定していますか。また、作業計画の内容を関係労働者に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
		計画段階で、移動式クレーンの転倒や労働者との接触に係る危険性を考慮したリスクアセスメントを実施し、具体的な対策を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
		作業開始前に作業手順書をもとに関係作業員全員で打合わせを行っていますか。また、リスクアセスメント結果を踏まえた災害防止対策を具体的に指示していますか。	<input type="checkbox"/>
		移動式クレーン作業および玉掛け作業を行う前に関係労働者の有資格を確認していますか。また、関係労働者に対して安全教育を実施しましたか。	<input type="checkbox"/>
	点検等	定期自主検査（年次・月次）、性能検査（吊り上げ荷重3トン以上のものが対象です。）を実施していますか（検査証や記録表の確認）。	<input type="checkbox"/>
		作業開始前に点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
	安全対策	安全装置の機能を停止していませんか（機能の有効保持徹底）。特に過負荷防止装置へ入力した作業状態の情報は正確ですか。	<input type="checkbox"/>
		沈下防止対策は講じられていますか（軟弱地盤における敷鉄板の設置等）	<input type="checkbox"/>
		アウトリガーは両側とも張り出していますか。また、性能表の確認により吊荷と作業半径の安全性を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
		関係者以外の作業半径内への立入禁止措置を講じていますか。また、監視人を配置していますか。	<input type="checkbox"/>
作業時	吊荷の落下防止対策として、安全な玉掛け方法を行っていますか。特に複数の荷を吊り上げる際の安全対策は大丈夫ですか。		
	荷を吊り上げる際に移動式クレーンの機体に異常な振動や傾きはないですか。作業中は常時、安定度を確認してください。		
	横引きや斜め吊りを行っていませんか。また、吊り荷走行を行っていませんか（当該作業の禁止徹底）。		
	荷を吊ったまま運転者は運転位置から離れていませんか。		
	強風、大雨等、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止していますか。		
	第三者（通行人等）に対する安全対策は万全ですか（安全、的確な誘導の実施）。		

作業現場名：

点検日： 年 月 日 点検者：

職場の「熱中症」を防ごう!

~本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう~

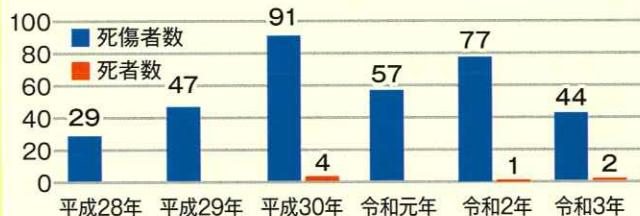
令和3年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の労働災害は44件発生し、うち2件が死亡災害となっています(令和4年2月8日現在)。業種別では、警備業が23%、建設業が14%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。

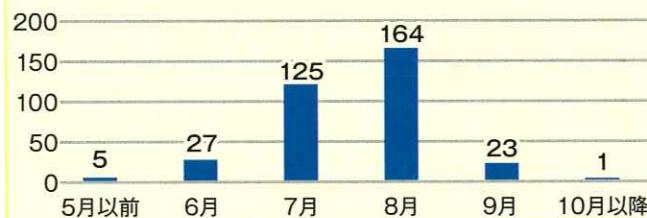
熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。**



東京の熱中症による死傷者数の推移



月別の熱中症発生状況(平成28年～令和3年)



令和3年に発生した熱中症の発生事例(東京)

(参考)気温は、東京管区気象台(千代田区北の丸公園)の値です。

発生月 時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
7月 10時	ビルメンテ ナンス業	公園の清掃作業中に具合が悪くなり、詰所で休んでいたが、身動きができなくなり、救急搬送されたもの。	29.6°C (33.2°C)	約 7日
7月 15時	警備業	駅構内の巡回を行っていたところ、頭痛・嘔吐の症状となり、病院に搬送されたもの。	31.6°C (32.6°C)	約14日
7月 10時	建設業	基礎工事現場の炎天下での作業中に脱水症状となったもの。	31.7°C (34.0°C)	約 9日
7月 16時	小売業	店舗のエアコンが故障のため使用できず室温が上昇し、頭痛・嘔吐・立ち上がることができない症状となり、救急搬送されたもの。	31.5°C (34.0°C)	約 8日
8月 16時	陸上貨物 運送事業	集配作業中に足がつる・倦怠感の症状となり、終業後の帰宅途中に体調が悪化し、救急搬送されたもの。	32.1°C (32.9°C)	約 5日

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I 度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)	重症度	小
II 度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下		
III 度	意識障害、小脳症状(ふらつき)、けいれん発作(ひきつけ)	重症度	大



4月中に実施しましよう!

WBGT値(暑さ指数)の把握の準備



作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の確立

緊急時の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指數計によりWBGT値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。(梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意)
- 喉が渴くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。
- 新型コロナウイルス感染症予防に関して、屋外の暑熱環境下では人と十分な距離(少なくとも2メートル以上)を確保できるよう作業計画や作業方法を工夫する。人と十分な距離を確保できないときは、作業強度や人と接する密度や時間を踏まえて家庭用マスクなどの感染予防のプロテクタを選択して使用する。

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の疾患有する労働者に対し、医師等の意見を勘案して、必要に応じ、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じる。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡回を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、
①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について
労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ~少しでも異変を感じたら~

- いったん作業を離れる
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて(緩めて)、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。